

# くらしの法律救急箱



## 第51回 刑事手続にまつわるギモン

逮捕とは何ですか。

Q1

A1

刑事訴訟法上の「逮捕」とは、警察などの捜査機関又は私人が、被疑者の身体を拘束することであり、現行犯人として逮捕される以外には、令状によらなければ逮捕されないとされています。

逮捕には、「通常逮捕」「現行犯逮捕」「緊急逮捕」の3種類があります。

「通常逮捕」では、まず、捜査機関が裁判所に「逮捕状」を請求します。裁判官は、被疑者が犯人であるという理由があるか、被疑者を逮捕する必要があるか（逃亡や証拠を隠す可能性があるか）を検討し、逮捕状を発付するかどうかを決定します。捜査機関はこの逮捕状に基づき、逮捕することができます。

現に犯行中であったり、明らかに犯行直後と思われる者については、被害の拡大を防止し、また、犯人の身柄を確保するためにすぐに逮捕する必要性が高いことから、例外的に、逮捕状がなくてもその場で逮捕することが認められます。これを「現行犯逮捕」とい、捜査機関だけでなく一般人でもできます。

「緊急逮捕」とは、一定の重大犯罪については、犯人と疑われる十分な理由が認められる場合に、被疑者の身柄を確保する必要性から、例外的に、逮捕状がな

くても認められるものです。ただし、この場合は、逮捕後すぐに裁判官に逮捕状の請求をしなければなりません。なお、犯罪の疑いがあるからといって、必ず逮捕されるわけではないという点に注意が必要です。たとえ疑いがあっても、逃亡や証拠隠滅の可能性がないならば、逮捕は認められません。

書類送検とは何でしょうか。

Q2

A2

刑事案件において、一般には、事件を認知し捜査等により被疑者を特定するのは警察ですが、その被疑者を起訴し、刑事裁判を求めるかどうかを判断するのは検察官です。警察から検察官への事件送致を「送検」といいます。

そして、被疑者が逮捕されている場合は、警察は、逮捕後48時間以内に、被疑者の身柄を捜査書類とともに検察官に送致しなければならないのですが、A1のとおり、犯罪の疑いがあつても、警察により逮捕されず、在宅のまま捜査が行われることもあります。逮捕されないで捜査が進められた場合、捜査書類だけが検察官に送致されることになり、書類送検とはこれを指します。

なお、書類送検後も、検察官が被疑者の取調べや、



## 弁護士 小島幸保（こじま・さちほ）

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

関係者からの事情聴取を行うことがあり、捜査が終わるわけではありません。検察官は、それらも踏まえて、起訴するか不起訴とするかを判断します。

**保釈とはどのような制度ですか。**

**A3**

保釈保証金の納付を条件として、勾留中の被告人が拘束された状態から解放される制度です。**A1**や**A2**では「被疑者」とされた人が、検察官により起訴された後は「被告人」と呼ばれます。つまり、保釈は、被疑者として逮捕・勾留されている間は許されず、起訴されてから許されるものです。

保釈を認めるに当たっては、裁判所により保釈保証金の額が定められ、住居の制限などの条件が付されることもあります。そして、保釈が許された後、逃亡したり、正当な理由なく出頭しなかつたり、証拠を隠滅したりしたときは、保釈保証金を没収するという心理的な制裁を科された上で、身体拘束が解かれることとなります。没取されなかつた保釈保証金は、裁判が終了すれば返還されます。

**当番弁護士とは何でしょうか。**

**Q4**

当番弁護士とは、弁護士が1回無料で、逮捕された人に面会に行く制度です。弁護士は、逮捕された人の友人や家族の面会に制限がかかっている場合でも、警察官の立会なく面会することができます。逮捕された人は、面会した弁護士から、今後の流れなどを聞くことができ、また、疑問点や不安な点を尋ねることができます。逮捕された本人だけでなく家族が当番弁護士を頼むこともできます。家族が頼む場合は、逮捕された地域の弁護士会に申込みを行います。

**被害弁償や示談ができる有利になりますか？**

**A5**

一般に、被害弁償や示談ができるれば、被害が一定程度償われたという意味で、被害者にとつても有益ですし、被疑者・被告人にとつても良い影響があると思われます。

例えば、酔った勢いで人に危害を加えてしまったが、負傷の程度は深刻ではなかつたという場合に、早期に示談ができれば、検察官が不起訴とすることも考えられます。また、起訴された後によく示談が成立したという場合も、被害者に一定の償いができたという点で量刑に反映されることがあるでしょう。

**A4**